

## 保証委託契約条項

### 第1条(保証委託)

- 私がMS&ADローンサービス株式会社(以下「貴社」といいます。)に委託する保証の範囲は、三井住友海上火災保険株式会社(以下「三井住友海上」といいます。)から借り入れる表記記載のローンの借入金・利息・損害金・その他全て一切のものを含みます。
- 前項の保証は貴社が保証を適当と認め、これに基づいて三井住友海上が融資を実行した時に成立するものとします。
- 第1項の保証内容は、私が三井住友海上との間に締結している表記記載のローンにかかわる金銭消費貸借契約(以下「原契約」といいます。)の各条項によるものとします。

### 第2条(代位弁済)

私が原契約に違反したため、貴社が三井住友海上から保証債務の履行を求められた場合は、貴社が私に対して通知・催告なくして代位弁済しても異議ありません。

### 第3条(求償権)

- 私は、前条により貴社が三井住友海上に代位弁済した場合は、貴社の求償権について返済の責に任じたい各号に定める金額の合計額を直ちに貴社に支払います。
  - 前条により貴社が三井住友海上に代位弁済した保証債務の全額。
  - 貴社が代位弁済のために要した費用の全額。
  - 貴社が私に対し(1)(2)の金金を請求するために要した費用の全額。
- 私は、貴社が三井住友海上に対して代位弁済した日の翌日から私が貴社に履行完了する日まで、前項の合計金額に対し年14%の割合の遅延損害金を支払います。この場合の計算方法は、1年を365日とする日割計算とします。
- 私は、貴社が第1項に定める求償権を取得した場合は、貴社の求償権確保のために必要な手続きを貴社の請求に基づき速やかに講じます。

### 第4条(求償権の事前行使)

- 私が次の各号のいずれにも該当した場合は第2条による代位弁済前とはいえども、貴社が私に通知・催告なくして求償権を行使しても異議ありません。
  - 手形交換所において取引停止処分を受けた場合。
  - 第三者から私の財産に対し、差押・仮差押・仮処分・強制執行もしくは公相公課の滞納による差押・競売の申し立てを受けた場合。
  - 破産・民事再生手続き開始等の申し立てをなし、またはこの申し立てを受けた場合。
  - 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の所在が不明となった場合。
  - 前各号の如何を問わず、貴社が私に対する求償権の行使が著しく困難になると認められた場合。

### 第5条(反社会的勢力の排除)

- 私および連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜3口または特殊技能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもちてするなど、不当に暴力団員等と

- 利用していると認められる関係を有すること。
  - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与を有していると認められる関係を有すること。
  - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 私および連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。
    - 暴力団員等要求行為。
    - 法的な責任を超えた不当な要求行為。
    - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
    - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為。
    - その他前各号に準ずる行為。
  - 私または連帯保証人が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれにも該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、または私または連帯保証人との取引を継続することが適切である場合には、私および連帯保証人は、貴社の代位弁済前であっても、貴社の請求によって、貴社が私および連帯保証人に対して、あらかじめ定められた適用により、私または連帯保証人に損害が生じた場合にも、貴社にわたる請求をしません。また、貴社に損害が生じた場合は、私および連帯保証人がその責任を負います。

- 私または連帯保証人が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれにも該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、または私または連帯保証人との取引を継続することが適切である場合には、私および連帯保証人は、貴社の代位弁済前であっても、貴社の請求によって、貴社が私および連帯保証人に対して、あらかじめ定められた適用により、私または連帯保証人に損害が生じた場合にも、貴社にわたる請求をしません。また、貴社に損害が生じた場合は、私および連帯保証人がその責任を負います。

### 第6条(通知義務)

- 私は、次の場合に直ちに書面に貴社に通知し、貴社の指示に従うものとします。また、私自身が通知できない状態であった場合は、相続人・成年後見人・任意後見人等が代わりに通知するように、あらかじめ伝えておきます。
  - 私の住所・氏名・連絡先・勤務先・職業等の変更があった場合。
  - 私が補助・保佐・後見開始の審判を受けた場合、または任意後見監督人の選任がなされる場合。(取消しまたは変更があった場合も含む。)
  - 私が死亡した場合。
  - 私の財産・職業・地位・経営・業況等に重大な変動が生じ、または生じるおそれがある場合。
  - 本契約第3条に規定した求償権に影響を及ぼすおそれのある事由が発生した場合。
- 私または相続人が前項の通知を怠った場合が損害を被った場合は、私または相続人はその損害賠償の責に任じます。

### 第7条(求償権の担保)

- 私は、貴社に対して将来負担することがあるべき求償債務を担保するため、貴社から請求があった場合、貴社の指示する担保を差し入れます。
- ### 第8条(調査協力)
- 私が三井住友海上に対する借入債務の履行、または貴社に対する求償債務の履行を完了するまでは、私は、貴社に求められた証明資料の提出に直ちに応ずるほか、貴社が求償権の保全または行使のため前条に基づき担保物件を調査確認することに協力します。

### 第9条(保証料等)

私は、貴社に対し所定の保証料および事務手数料等を貴社の定め

による支払時期・方法・料率計算方法により支払います。

### 第10条(充当の指定)

私が貴社に対し、本件保証による求償債務のほか他の債務を負担している場合、私の返済金が債務総額を消滅させるに足りない

場合は、貴社が適当と認める順序方法により充当されても異議ありません。

### 第11条(公正証書の作成)

私は、貴社が請求した場合は、直ちに本契約に基づく貴社への求償債務に対し、強制執行の認諾文言のある公正証書を私の費用で作成します。また、貴社が私に代わって作成することを承諾します。

### 第12条(免責条項)

私は、貴社が本契約書およびこれに付随する書類(以下「証券類」といいます。)記載事項を私の提出した本人確認書類と照合し、相違ないとして取り引した場合は、証券類等について偽造・変造・盗用・その他いかなる事故があっても、これによって生じた損害は私の責任として証券類等の記載文言に従って責任を負います。

### 第13条(費用負担)

私は、貴社が求償権保全のために行使または費用保全に第3条によって取得した権利の保全もしくはため、または担保の保全もしくは処分に必要な費用を負担します。

### 第14条(管轄裁判所)

私は、本契約に基づく権利義務に関して訴訟の必要が生じた場合については、東京地方裁判所を管轄裁判所にすることに同意します。

### 第15条(個人情報等の収集・保有・利用・提供等)

私は、後記の個人情報等の収集・保有・利用・提供に関する同意事項に同意します。

### 第16条(変更)

- 私は、貴社が以下の場合に、保証委託契約条項を、民法第548条の4の規定に基づいて変更することに同意します。
  - 保証委託契約条項の変更が、申込人の一般の利益に適合する場合。
  - 保証委託契約条項の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情、変更して合理的なものである場合。
- 私は、貴社が前項による保証委託契約条項の変更を行う場合に、変更後の条項の効力発生日より前の相当期間まで、保証委託契約条項を変更する旨および変更後の条項の内容とその効力発生日を後記記載のホームページに掲示し、またはその他の方法で周知することに同意します。  
(ホームページアドレス) <https://www.ms-ins.com>